

平成 21・22 年度『小学社会』移行措置への対応について

小学社会科における移行措置について

文部科学省より告示された『小学校及び中学校の学習指導要領等に関する移行措置ならびに移行期間中における学習指導について（通知）』において、小学校社会科での移行期における学習指導の対応として示されたものは、下記の通りです。

新小学校学習指導要領によることもできるものとする。

現行小学校学習指導要領による場合には、次の通りとする。

平成 21・22 年度において、新学習指導要領の第 3 学年及び第 4 学年の内容（6）アのうち、「我が国における自分たちの県（都，道，府）の地理的位置」及び「47 都道府県の名称と位置」の部分の規定にかかわる事項を加えること。

平成 21 年度の第 3 学年及び平成 22 年度の第 4 学年において、現行学習指導要領の第 3 学年及び第 4 学年の内容（6）ウに規定する事項「産業や地形条件から見て県内の特色ある地域の人々の生活」ではなく、新学習指導要領の内容（6）ウに規定する事項「県内の特色ある人々の生活」を指導すること。新学習指導要領の内容の取り扱いに留意し、「県内の特色ある地域の人々の生活」として、「自然環境，伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域」を取り上げること。

平成 21・22 年度において、新学習指導要領の第 5 学年の内容（1）ア「世界の主な大陸や海洋，主な国の名称と位置，我が国の位置と領土」に規定する事項をくわえること。

移行期間における指導計画作成について

本資料が提示する年間指導計画案は、現行小学校学習指導要領による移行措置に対応した計画案となっています。現行の年間指導計画案と変更点のある部分は下記の通りです。

なお、新学習指導要領の内容を先行して実施する場合には、単元配列や配当時数などを考慮した年間指導計画を新たに作成する必要があります。作成にあたっては、本資料 P.22～29 の「新学習指導要領による年間指導計画の作成にあたって」をご参考ください。

(1) 「我が国における自分たちの県（都，道，府）の地理的位置，47 都道府県の名称と位置

学 年 第 3 学年および第 4 学年（3・4 年下）

単 元 「わたしたちの住んでいる県」

内 容 ・「わたしたちの県のように」において、「まわりや近くの都道府県を調べる」「遠くの都道府県を調べる」という学習内容を新規追加し、47 都道府県の名称と位置，自分たちの県（都，府，道）の地理的位置を調べる内容を加える。

・平成 21・22 年度ともに行うものとする。

(2) 「県(都,道,府)内の特色ある地域の人々の生活」

学 年 第3学年および第4学年(3・4年下)

単 元 「わたしたちの住んでいる県」

内 容 ・「わたしたちの県の自然や産業と人々の暮らし」において、伝統的な工業などの地場産業のさかんな地域を含めて、自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域の中から二つ程度を選択して取り上げる。例えば、現行教科書においては、蒜山高原の事例を自然環境、備前市の事例を伝統や文化の事例として取り上げることができる。なお、移行措置実施までに地域の実態に応じた教材を設定する必要がある。

- ・平成22年度の移行期間において指導すること。ただし、この内容を第3学年で扱う場合は平成21年度より実施。

(3) 「世界の主な大陸と海洋,主な国の名称と位置」

学 年 第5学年(5年上)

単 元 「日本の自然と人々の暮らし」

内 容 ・「日本はどんな国」において、「世界の国々を調べる」「世界の海洋や大陸,日本の位置を調べる」という学習内容を新規追加し,世界の主な大陸や海洋,主な国の名称と位置,我が国の位置を調べる内容を加える。

- ・平成21・22年度ともに行うものとする。